

香川県条例第5号

香川県恩給条例の一部を改正する条例

香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（恩給権の譲渡、担保の禁止）</p> <p>第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。</p> <p>2 略</p>	<p>（恩給権の譲渡、担保の禁止）</p> <p>第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。<u>ただし、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。